

○交通事故発生状況の広報要領の制定について

平成元年12月22日例規（交総）第69号

最近改正

令和6年2月9日例規（交総）第10号

この度、交通事故発生状況の広報要領を別記のとおり定め、平成2年1月1日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようになされたい。

なお、「交通事故広報実施要領について」（昭和41年3月28日例規（交総）第34号）は、廃止する。
別記

交通事故発生状況の広報要領

1 趣旨

この要領は、府下における交通事故の発生状況を府民に広報し、交通安全思想の普及徹底を図るための要領を定めたものである。

2 要領

方面機動警ら隊長、鉄道警察隊長、門真運転免許試験場長、光明池運転免許試験場長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長、機動隊長及び警察学校長並びに警察署長は、大阪府下における前日の人身事故発生件数、死傷者数等を交通総務課（執務時間外は、交通当直交通総括勤務）に確認し、速やかに広報板を設置する交番、警備派出所、駐在所、分駐所等に連絡し、広報板に掲示させるものとする。